

各位

全3ページ

登録速報(2022-064)
2022年 2月 9日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り新規登録となりましたので、ご連絡します。

新規登録年月日：2022年2月9日

記

1. 農薬の種類及び名称

登録番号：第24608号

種類：ジノテフラン・フェリムゾン・フサライド水和剤

名称：ブレードスタークルRゾル

2. 農薬の物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

3. 農薬の有効成分の種類及び含有濃度

(<i>RS</i>)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロー-3-フリルメチル)ケアニジン	9.0%
(<i>Z</i>)-2'-メチルアセトフェノン-4,6-ジメチルピリミジン-2-イルヒドラゾン	13.5%
4,5,6,7-テトラクロロフタリド	13.5%

4. 農薬のその他の成分の種類及び含有濃度（15に掲げる事項を除く。）

水、界面活性剤等	64.0%
----------	-------

5. 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
稲	いもち病 ウカ類 かみシ類	1000 倍	60～ 150L/10a	収穫 7 日前 まで	2 回以内	散布
		300 倍	25L/10a			
		8 倍	800mL/10a			無人航空機による散布

ジノフランを 含む農薬の総使用回数	フェリムゾンを 含む農薬の総使用回数	フサライドを 含む農薬の総使用回数
4 回以内 (育苗箱への処理及び側条施用 は合計 1 回以内、 本田での散布、空中散布、 無人航空機散布は合計 3 回以 内)	2 回以内	3 回以内

使用期限：3 年

6. 農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）

- 1) 使用量に合わせて薬液を調製し、使いきること。
- 2) 本剤は長時間貯蔵しておくとは分離するので、使用の際は容器をよく振って均一な状態に戻してから所定量を取り出すこと。なお、希釈する場合は、所定量の水に加えてから十分攪拌すること。
- 3) 散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。
- 4) 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数 300 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を使用すること。
- 5) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ① 散布は散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
 - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管とその他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分注意すること。
 - ⑤ 水源池、飲料用水等に本剤が飛散流入しないように十分注意すること。
 - ⑥ 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。
- 6) たばこ、けいとう、だいず、あずき、いんげんまめの幼植物には薬害を生じるおそれがあるので、かからないように注意して散布すること。
- 7) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 8) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

7. 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法

(1) 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

ア 農薬使用者に係る注意事項

1) 誤飲などのないよう注意すること。

誤って飲み込んだ場合には吐き出させ、直ちに医師の手当を受けさせること。

本剤使用中に身体に異常を感じた場合には直ちに医師の手当を受けること。

2) 原液は眼に対して刺激性があるので、散布液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。

眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。

3) 本剤は皮膚に対して弱い刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。
付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。

4) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをするとともに衣服を交換すること。

5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。

6) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

イ 蜜蜂に係る注意事項

1) ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。無人航空機による散布でそれらに飛散するおそれがある場合には使用しないこと。

2) 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

(2) 使用に際して講ずべき被害防止方法

該当なし

8. 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨

使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきる。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上